

企業法の条項を詳細に規定する議定

目次

第1条	調整範囲及び適用対象	2
第2条	社会企業に対する発展政策	2
第3条	援助、支援の受け入れ	2
第4条	社会企業登記	3
第5条	社会住宅の社会、環境目標実施誓約の公開	3
第6条	社会企業の社会、環境目標実施誓約の終了	4
第7条	社会企業による社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金の変更	5
第8条	社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、解散	5
第9条	社会企業の私人企業主、社員、株主の責任	6
第10条	社会企業活動の公開	6
第11条	社会企業活動の監査、監察	7
第12条	企業の印影の数量、形式、内容	7
第13条	支店、駐在事務所の印影の数量、形式、印影の内容	8
第14条	印影の内容に使用できない像、言葉	8
第15条	印章の管理及び使用	8
第16条	会社間の相互保有の制限	9
第17条	企業に対する国家管理の原則	10
第18条	各機関、部局内における企業活動に関する情報共有の協働	10
第19条	企業活動の監査及び監察に関するリスク管理体系の構築	10
第20条	施行効力	11
第21条	実施組織	11

政府
番号：96/2015/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
ハノイ，2015年10月19日

企業法の条項を詳細に規定する議定¹

2001年12月25日の政府組織法に基づき，
2014年11月26日の企業法に基づき，
計画投資省大臣の提議に従って，
政府は企業法の条項を詳細に規定する議定を制定する。

第1条 調整範囲及び適用対象

1. この議定は企業法10条，44条，189条及び208条について規定する。
2. この議定は，企業法2条が規定する各企業，機関，組織，個人に適用される。
3. この議定の印章についての規定は，企業法，投資法の規定に従って登記された株式会社，有限責任会社，合名会社及び私人企業に適用される。以下の法律に従って設立された組織，部局はこの議定の印章についての規定の適用を受けないが，印章及び管理に関する現行の規定に従って実施する。
 - a) 公証法
 - b) 弁護士法
 - c) 司法鑑定法
 - d) 保険経営法
 - d) 証券法
 - e) 協同組合法

第2条 社会企業に対する発展政策

1. 国家は，共同社会の利益のため，組織，個人が社会，環境問題の解決のための活動目標を有する社会企業を設立することを奨励し，その条件をつくる。
2. 社会企業は，法令の規定に従って，投資優遇及び援助を享受する。
3. 社会企業は，企業形式それぞれに相当する権利義務及び企業法及びこの議定の規定に従ったその他の権利義務を十分に実施する。

第3条 援助，支援の受け入れ

¹ 本稿は2015年12月22日付けの仮訳である。

1. 社会企業は、外国政府の資金援助受け入れに関する法令の規定に従って、社会、環境問題の解決のため、外国政府の資金援助を受け入れる。
2. この条1項に規定する援助額以外に、社会住宅は、社会、環境問題解決目標実施のため、国内の個人、機関、組織及びベトナムにおいて活動登録済みの海外組織より、財産、財政的援助又は技術支援を受け入れることができる。
3. この条2項に規定する支援額受け入れの手順、手続は以下のように実施される：
 - a) 支援受け入れは文書で作成されなくてはならない。支援受け入れ文書は、以下の各内容を含む：支援をする個人、組織、財産の種類、財産の価値又は支援額、支援実施時期、企業に対する支援受け入れ要請、及び各当事者の権限を有する代表者の姓、名、及び署名。
 - b) 支援受け入れ文書締結の日から5営業日以内に、企業は、企業の本部住所地がある計画投資局又は省、中央直属市の人民委員会（以下、省級人民委員会という）に属する援助、支援受け入れ管理機関に、支援受け入れについての通知をしなければならず、その通知には、支援受け入れ文書の写しが添付されなくてはならない。
4. この条3項a号に規定される支援受け入れ文書の内容が変更になる場合、社会企業は企業の本部住所がある地の計画投資局又省級人民委員会の属する援助、支援管理機関に対し、この条3項b号の規定に従った手順、手続に従って、変更内容について通知する。

第4条 社会企業登記

1. 社会企業は、企業法が規定する企業形式それぞれに相当する手順、手続及び書類に従って企業登記を実施する。
2. 社会住宅の名称は、企業法38, 39, 40及び42条の規定に基づき、企業の個別名称に *xã hội*² を追加補充することができる。

第5条 社会住宅の社会、環境目標実施誓約の公開

1. 社会住宅は、企業設立の際又は活動過程の中で、国家企業登記ポータル上で公開するため、経営登記機関に対して、社会、環境目標実施誓約を通知しなければならない。
2. 社会、環境目標実施誓約の内容が変更される場合、社会住宅は、変更決定日から5営業日以内に、国家企業登記ポータル上に公開するため、経営登記

² 「社会」を意味する。

機関に対して変更内容を通知しなければならない。通知には、修正、補充された社会、環境目標実施の誓約が添付されなくてはならない。

3. 経営登記機関は、この条1項及び2項に従った通知を受領した日から3営業日以内に、企業書類情報更新を実施し、企業登記について国家企業登記ポータル上で公開する。
4. 社会企業の社会、環境目標実施の誓約は標準モデルに従って作成され、以下の各内容から構成されなくてはならない：
 - a) 各社会、環境問題；企業がその社会、環境問題を解決するため実施を予定する方法
 - b) 各社会、環境問題解決を目標とする各活動の実施期間
 - c) 社会、環境問題解決のために毎年再投資される利益のパーセントの比率
 - d) 組織、個人からの各援助、支援額の使用原則及び方法；企業が清算または通常の企業に変更になった際に残っている各援助、支援額の処理の原則及び方法
 - d) 私人企業については私人企業主の、合名会社については合名社員の、有限責任会社及び株式会社については社員、株主が個人の場合は個人の、株主が組織の場合は法定代表者又は社員に委任された代表者の、姓、名、署名
5. 社会、環境目標実施誓約の内容変更に関しての社員総会、株主総会の決定は、有限責任会社及び株式会社の形式で活動する社会企業に関しての企業法60条3項b号及び144条1項に規定される評決比率に従って採択されなくてはならない。

第6条 社会企業の社会、環境目標実施誓約の終了

1. 社会企業は、以下の各場合に社会、環境目標実施誓約を終了する：
 - a) 社会、環境目標実施誓約期間の終了
 - b) 社会、環境目標実施誓約における社会、環境問題が変化した、又は残存していない
 - c) 社会、環境目標実施誓約及び利益の再投資を実施しない又は十分に実施しない
 - d) 企業又は権限ある国家機関の決定に従ったその他の場合
2. 社会企業の社会、環境目標実施誓約が終了する場合、受領済みの援助、支援で残存している財産、財政の全部は、援助、支援をした個人、機関、組織又は他の社会企業、類似の社会目標を有する他の組織に再移転されなくてはならない。社会企業は、企業が受領済みの援助、支援の額の余剰の処理をした後に金銭債務その他の財産的義務の清算を保証した場合のみに、社会、環境目標実施誓約を終了できる。

3. 社会、環境目標実施誓約終了に関する社員総会、株主総会の決定は、有限責任会社及び株式会社の形式で活動する社会企業についての企業法 60 条 3 項 b 号及び 144 条 1 項に規定される評決比率に従って採択されなくてはならない。
4. 社会企業は、経営登記機関に対して、国家企業登記ポータル上で公開するための終了決定を得た日から 5 営業日以内に、社会、環境目標実施誓約終了に関して通知しなければならない。通知には、以下の各資料が添付されなくてはならない。
 - a) 終了理由が明確に記載されている、企業の決定及び会議議事録の写し³又は権限を有する国家機関の決定（もしあれば）
 - b) 社会企業が受領済みの援助、支援財産又は財政の余剰について関連する個人、組織の合意書（もし余剰が残っていれば）
5. 経営登記機関は、通知の受領の日から 3 営業日以内に、企業書類を更新して国家企業登記ポータル上で公開する

第 7 条 社会企業による社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金の変更

1. 社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金は、社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金に設立許可書を発給した、権限を有する機関の文書による社会企業への変更許可を与える決定を有した時、社会企業として登記するために、財産、権利及び義務のすべてを使用することができる
2. 社会企業は、各権利及び合法的利益を当然に承継して登記された後、租税債務、労働契約及び社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金のその他の各義務を含む債務につき責任を負う。社会扶助組織、社会基金、社会慈善基金は、社会企業が企業登記証明書を発給された日に活動を終了する。

第 8 条 社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、解散

1. 社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併は、以下の各場合に実施される：
 - a) 社会企業が消滅分割、存続分割により社会企業になる。
 - b) 企業、社会企業が新設合併して社会企業になる。
 - c) 企業、社会企業が社会企業に吸収合併される。
2. 社会企業の消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併の書類、手順、手続は、企業法の相応する規定に従って実施する。
3. 社会企業の解散の場合、社会企業が受領済みの財産、財政源に残っている余剰財産又は財政は、援助、支援を行った個人、機関、組織に返還又は同様

³ 「写し」は会議議事録のみを修飾し、決定を修飾しない。

の社会目標を有するその他の社会企業、その他の組織に移転されなくてはならない。

社会企業の解散の書類、手順、手続は、企業法の企業解散に相応する規定に従って実施される。社会企業が受領済みの援助、支援された源に余剰財産又は財政が残されている場合、解散書類は、社会企業が受領済みの援助、支援の余剰財産又は財政処理について、関連する個人、組織との合意書を含まなければならない。

第9条 社会企業の私人企業主、社員、株主の責任

1. 社会企業の私人企業主、社員及び株主は、その他の個人、組織が引き続き社会、環境目標実施を誓約する場合、自らの持分、株式をそれら個人、組織に譲渡できるのみである。
2. 社会、環境目標実施誓約書に署名した株主は、自らの株式を企業法 119 条 3 項の規定に従って社会、環境目標実施誓約の期間内に譲渡できるのみである。
3. 社会企業は、その活動過程の中で、社会、環境目標、再投資する利益、及び社会、環境目標実施誓約書に記載した内容を維持しなければならない。社会、環境目標実施誓約及び再投資する利益が実施されない、又は十分に実施されない場合は、社会企業は、保有する社会企業に対するそれぞれの各優遇、援助、支援額を返還しなければならない。同時に、私人企業については私人企業主、合名会社及び有限責任会社については社員、株式会社については社会、環境目標実施誓約書に署名した株主及び取締役会を構成する取締役は、社会企業がこの項に違反した場合、受領済みの各優遇、援助を返還し、発生した損害を賠償する責任を有する。

第10条 社会企業活動の公開

1. 毎年定期的に優遇、援助、支援を受領する場合、社会企業は、財政年度が終了した日から遅くとも 90 日以内に、社会企業が本部住所を置く地の省級人民委員会に属する計画投資局又は援助、支援管理機関に対して企業活動が実施した社会作用評価報告書を送付する。
2. 社会作用評価報告書は見本書式に従って作成され、以下の内容を含まなくてはならない。
 - a) 企業の名称とコード番号
 - b) 受領した優遇、援助又は支援のそれぞれの金額
 - c) 年度内に実施された社会活動；企業が解決した社会、環境問題

- d) 企業が達成した便益及び社会作用並びに相当する便益享受対象者；達成した作用及び便益についての明確な証明資料（もしあれば）
3. 組織、個人は、社会企業が本部住所を置く地の省級人民委員会に属する計画投資局又は援助、支援管理機関に対して、その機関において保管されている情報、社会評価報告書の写し及び援助、支援受領文書の提供を要請できる。省級人民委員会に属する計画投資局又は援助、支援管理機関は、組織、個人の要請に従って各情報を十分に、かつ適時に、提供する。

第 11 条 社会企業活動の監査、監察

1. 省級人民委員会は、自らの省、市に本部住所がある社会企業に対して監査、監察をする責任を負う。省級人民委員会に属する計画投資局又は援助、支援管理機関は、社会企業の監査、監察において省級人民委員会を援助する機関である。社会企業の監査、監察は以下の方式に従って実施する。
 - a) 必要がある場合に、社会、環境目標実施誓約の遵守についての報告を企業に要請する。
 - b) 社会、環境目標実施誓約の内容に従って、企業を直接検査する、又は権限を有する国家機関に提議する。
2. この条 1 項の社会企業の監査、監察は、以下の手順、手続に従って実施する。
 - a) 社会、環境目標実施誓約に関する報告の要請は文書で作成される。その中で、具体的要求の内容；期限及び各要請の実施方式、をはっきりと記載する
 - b) 国家機関は、企業に検査要請書を送付した日から早くとも 15 日後に企業検査を直接実施できるのみである。
 - c) 社会企業検査が終了した日から 5 営業日以内に、検査機関は検査結果について文書で報告をしなければならない。報告書は社会企業、省級人民委員会及び省級人民委員会に属する関連機関に送付される。

第 12 条 企業の印影の数量、形式、内容

1. 私人企業の私人企業主、合名会社の社員総会、有限責任会社の社員総会又は会社会長、株式会社の取締役会は、企業の定款が他の規定を有する場合を除き、印影の数量、形式、内容、印章の管理及び使用を決定する。企業の印章に関する定款の内容又は決定は、以下から構成されなくてはならない：
 - a) 形式、大きさ、内容、色を含んだ印影
 - b) 印章の数量
 - c) 印章の管理及び使用に関する規定

2. 企業の印影は一つの具体的形式（円形，多角形又はその他の形）の下に体现される。それぞれの企業は，内容，形式及び大きさについて統一的な一つの印影を有する。
3. 印影の内容における企業コード及び企業名の情報は，企業法 30 条及び 38 条 1 項の規定に従って実施される。この議定 14 条が規定する場合を除き，上記の情報以外に，企業はその他の言葉，像を企業の印影の内容に補充することができる。

第 13 条 支店，駐在事務所の印影の数量，形式，印影の内容

1. 私人企業の企業主，合名会社の社員総会，有限責任会社の社員総会又は会長，株式会社の取締役会は，企業の定款が他の規定を有する場合を除き，支店，駐在事務所の印影の数量，形式，内容，印章の管理及び使用を決定する。
2. 支店，駐在事務所の印影の内容は，企業法 41 条 1 項及び 2 項の規定に従って，支店，駐在事務所の名称を有さなければならない。この議定 14 条が規定する場合を除き，上記の情報以外に，企業はその他の言葉，像を支店，駐在事務所の印影の内容に補充することができる。

第 14 条 印影の内容に使用できない像，言葉

1. 企業は，印影の内容又は形式において，以下の像，言葉，記号を使用することができない。
 - a) ベトナム社会主義共和国の国旗，国章，党旗
 - b) 国家，国家機関，人民武装部局，政治組織，政治 - 社会組織，政治社会 - 職業組織，社会組織，社会職業組織の像，象徴，名称
 - c) ベトナム民族の伝統，歴史，文化道徳及び善良な風俗に違反する言葉，記号及び像
2. 企業は，印影の内容及び形式に像，言葉，記号を使用する際，この条 1 項，知的所有についての法令及び関連法令の規定遵守を保証する責任を負う。企業の印影の内容における言葉，記号及び像に関して企業と，他の個人，組織の間で生じる紛争は，裁判又は仲裁で解決される。企業は，裁判又は仲裁の施行効力を有する決定に従って，この条の規定に違反する言葉，記号又は像を有する印章の使用をやめて，発生した損害を賠償する責任を負わなくてはならない。
3. 経営登記機関は，企業に対する印影通知手続解決の際，企業の印影の内容の調査に責任を負わない。

第 15 条 印章の管理及び使用

1. 2015 年 7 月 1 日より前に設立された企業は、企業に提供されている印章⁴を直接使用するが、経営登記機関に印影を通知する必要はない。企業が印章を追加し、印影の色を変更する場合、企業登記についての規定に従って印影通知手続を実施する。
2. 2015 年 7 月 1 日より前に設立された企業が、この議定の規定に従って印章を新しくする場合、印影登録証明書を発給した地の公安機関に印章及び印影登録証明書を返還しなくてはならない。公安機関は、企業の印章の返還を受けた時点で、印章の返還を受けたことを受領書を発給する。
3. 2015 年 7 月 1 日より前に設立された企業が、印章を紛失し、印影登録証明書を紛失した場合、企業はこの議定の規定に従って印章を得る；同時に、印章の紛失、印影登録証明書の紛失を、印影登録証明書を発給した地の公安機関に通知する。
4. 企業は、以下の各場合において、国家企業登記ポータルに公に登載するために、印影を企業が本部住所を有する地の経営登記機関に通知する責任を有する。
 - a) 企業登記後に印章を作る
 - b) 印影の数量、内容、形式、色を変更する。
 - c) 印影を使うのを止める。
5. 印影を通知する手順、手続及び書類は企業登記に関する規定に従う。

第 16 条 会社間の相互保有の制限

1. 企業法 189 条 3 項の規定に従った企業設立投資は、新しい企業の設立のための出資、株式購入、設立済みの企業の持分、株式の購入から構成される。
2. 相互保有は、同時に 2 つの企業が相互に持分、株式を保有することである。
3. 企業法 189 条 3 項に従った企業設立相互投資は、会社が保有する株式、持分総数が定款資本の 51% 以上になった場合、又は関連会社の普通株式総数以上になった場合に終了する。
4. 関連会社の会長、社員総会、取締役会は、他の会社への出資、他の会社の株式、持分の購入を決定する際に企業法 189 条の規定を正しく遵守することを保証する責任を有する。この場合、関連会社の会長、社員総会の構成員である社員又は取締役会の構成員である取締役は、この条の各規定に違反する時、会社に対する発生する損害賠償責任を連帯して負うことを終了する。

⁴2015 年 7 月 1 日は企業法（2014 年 11 月 26 日発行、番号 68/2014/QH13）の施行日である。従前は、企業はその印章を公安機関に発注することになっていた。

5. 経営登記機関は、書類受理の過程で企業法 189 条 2 項及び 3 項の規定に違反する企業設立のための出資、株式購入又は関連する株式、持分の譲渡を発見した場合は、会社の社員、株主の変更登記を拒否する。
6. 国家が保有する持分、株式がない会社で、2015 年 7 月 1 日より前に出資、株式購入をした会社は、持分、株式数の売買、譲渡、増減をする権利を有するが現時点で有する相互保有比率を増加させることができない。

第 17 条 企業に対する国家管理の原則

1. 国家機関は、企業が正しく法令を遵守するための条件を案内、援助、宣伝及び創出する責任を負う。
2. 公務員の幹部、公務員は、書類の受領及び企業に対する解決手続きにおいて、企業設立者に規定されたもの以外の書類の追加提出、手続、条件の追加を要請することができず、組織、個人に対する困難、迷惑を惹起する行為をすることができない。
3. 企業の活動状況について各国家機関の間での協働、情報共有を強化する；法令の規定に従って秘密を保証しなければいけない場合を除き、機関、部局に保持されている企業情報への接近について関連を有する機関、個人に好条件を創出する。
4. 中央、地方の国家管理機関、所有者代表機関は、それぞれ、役割の範囲及び与えられた任務の範囲内で、企業の活動を監査、監察する責任を負う。国家機関、所有者代表機関の監査、監察、調査、検査の活動は企業の平常の活動に不利な影響を与え、阻止することができない。

第 18 条 各機関、部局内における企業活動に関する情報共有の協働

1. 毎月定期的に、省、省同格機関、省級人民委員会及び県級人民委員会に属する各機関は、企業の本部住所がある地の省級経営登記機関に以下の各情報を送付する：
 - a) 企業、支店、駐在事務所、企業管理者に対して発給済みの各種の経営許可書、経営条件が十分であることを承認する書類、営業証明書、経営条件について承認する書類又は了承する文書
 - b) 企業、支店、駐在事務所、企業管理者の経営活動違反処分決定
 - c) 活動一時停止決定、経営活動一時停止終了決定
 - d) 法人税の法令違反についての情報
2. この条 1 項の規定の規定に従った情報を得た日から 3 営業日以内に、経営登記機関は関連を有する企業登記書類を更新する。

第 19 条 企業活動の監査及び監察に関するリスク管理体系の構築

1. 省級人民委員会は企業の活動状況に関する資料のデータベースの構築、関連機関との情報交換の立案と方法の構築及び情報の公開を主体的に行う；自らの国家管理の役割の範囲内における、企業活動の監査及び監察に関するリスク管理体系を構築する。
2. 企業活動の監査及び監察に関するリスク管理体系は、以下の各内容から構成される。
 - a) リスク体系の管理責任を負う部署
 - b) 監査、監察が必要なリスクの一覧
 - c) 検査が必要なリスクの程度
 - d) リスクが顕在化した時の警報、阻止及び処理の方法
 - d) 情報収集、交換の方法及びリスク評価の方法
3. 毎月定期に、計画投資局及び省級人民委員会の決定に従ったその他の機関は、企業の活動及び法令執行の状況を総合的な窓口となって、省級人民委員会に報告する；同時に、省級人民委員会及び県級人民委員会に属する機関に報告書を送付する。

第20条 施行効力

この議定は、2010年10月1日の企業法の条項の施行を詳細に案内する議定、番号102/2010/ND-CPに取って代わるものであり、2015年12月8日から施行効力を有する。

第21条 実施組織

1. 各大臣、省同格機関の長、政府所属機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会の主席及びこの議定が適用される各対象の長はこの議定の施行責任を負う。
2. 計画投資省は、この議定の規定に従った行政手続実施のため、標準手続を案内して発行する。
3. 各省、中央直轄市の人民委員会は、企業活動の監査、監察において、情報交換及びリスク管理体系構築に関して各直属機関と下級の人民委員会が協働する規則を作成して発行する責任を負う。

政府 首相
グエン・タン・ズン